



県章

山形県公報

令和7年10月21日（火）
第649号

毎週火・金曜日発行

目次

告示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…1049
- 公共測量の実施の通知……………（農村計画課）… 同
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………（庄内総合支庁森林整備課）…1050

教育委員会関係

告示

- 博物館登録の抹消…………… 同

選挙管理委員会関係

告示

- 政治団体の解散……………1051

告示

山形県告示第717号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 指定する区域

南陽市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー一部水大気環境課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

山形県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

最上郡金山町大字金山地内

2 公共測量を実施する期間

令和7年10月6日から同年12月26日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第719号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 2 項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和 7 年10月21 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和 7 年11月24日から 令和 8 年 3 月31日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第 1 条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1 の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3 の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- （1）1 の区域内において3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2 週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- （2）3 の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和 7 年11月23 日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- （3）3 の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（4）による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- （4）3 の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- （5）知事は、3 に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1 の期間内に3 の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- （6）知事は、（5）の措置を行った場合において、その費用の額が、3 の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第20条の規定により、次のとおり博物館の登録を抹消した。

令和 7 年10月21 日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

1 登録抹消年月日

令和 7 年 9 月10 日

2 設置者の名称及び住所

- 公益財団法人蟹仙洞
上山市矢来四丁目 6 番 8 号
- 3 博物館の名称
蟹仙洞
- 4 所在地
上山市矢来四丁目 6 番 8 号

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があつた。

令和 7 年10月21日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 粕 谷 真 生

政党の支部

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
立憲民主党山形県第 1 区総支部	原 田 和 広	令和 7. 6. 1

令和 7 年10月21日印刷
令和 7 年10月21日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県